

令和5年12月定例会 (令和5年(2023年)12月25日)

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

12月25日(月)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	7
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	7
	○企業長提出第3号議案の委員長報告に対する質疑	9
	○企業長提出第3号議案の討論、採決	9
	○企業長提出第4号議案ないし第6号議案の一括上程及び提案説明	10
	○企業団行政に対する一般質問	12
	○企業長提出議案の質疑	12
	△第4号議案の質疑	12
	△第5号議案の質疑	13
	△第6号議案の質疑	13
	○企業長提出議案の討論、採決	13
	△第4号議案の討論、採決	13
	△第5号議案の討論、採決	14
	△第6号議案の討論、採決	14
	○水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託	15
	○諸般の報告	15
	○議事日程の追加	16
	○特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託	16
	○特定事件の議会運営委員会付託	17
	○閉 議	17

○企業長の挨拶	17
○閉　　会	18
署名議員	19
参考資料	
企業長提出議案の処理結果	21

水企告示第43号

令和5年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月18日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和5年（2023年）12月25日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和5年12月定例会 会期12月25日 1日間

応招議員 15名

1番	島田玲子	議員	2番	増田等	議員
3番	大田ちひろ	議員	4番	小口高寛	議員
5番	長谷川真也	議員	6番	川上力	議員
7番	藤部徳治	議員	8番	瀬賀恭子	議員
9番	山田大助	議員	10番	立澤貴明	議員
11番	久保田茂	議員	12番	松島孝夫	議員
13番	白川秀嗣	議員	14番	金井直樹	議員
15番	伊藤治	議員			

不応招議員 なし

## 12月定例会 第1日

令和5年(2023年)12月25日(月曜日)

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告
- 7 企業長提出第3号議案の委員長報告に対する質疑
- 8 企業長提出第3号議案の討論、採決
- 9 企業長提出第4号議案ないし第6号議案の一括上程及び提案説明
- 10 企業団行政に対する一般質問
- 11 企業長提出議案の質疑
  - △ 第4号議案の質疑
  - △ 第5号議案の質疑
  - △ 第6号議案の質疑
- 12 企業長提出議案の討論、採決
  - △ 第4号議案の討論、採決
  - △ 第5号議案の討論、採決
  - △ 第6号議案の討論、採決
- 13 水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託
- 14 諸般の報告
- 15 議事日程の追加
- 16 特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託
- 17 特定事件の議会運営委員会付託
- 18 閉 議
- 19 企業長の挨拶
- 20 閉 会

(開議 午前10時22分)

出席議員 15名

1番	島田玲子	議員	2番	増田等	議員
3番	大田ちひろ	議員	4番	小口高寛	議員
5番	長谷川真也	議員	6番	川上力	議員
7番	藤部徳治	議員	8番	瀬賀恭子	議員
9番	山田大助	議員	10番	立澤貴明	議員
11番	久保田茂	議員	12番	松島孝夫	議員
13番	白川秀嗣	議員	14番	金井直樹	議員
15番	伊藤治	議員			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

野口晃利	企業長
松尾雄一	局長
真子憲一郎	次長(兼)総務課長
福岡敏哉	副参事(兼)お客さま課長
三保田昭二	副参事(兼)施設課長
今井杉広	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田晃	越谷市長
鈴木勝	松伏町長

書記

白河部貴彦	総務課調整幹
高橋千里	総務課庶務担当主任

10時22分 開 会

◎開会の宣告

- （島田玲子議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。  
ただいまから令和5年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （島田玲子議長） 企業長から令和5年4月から令和5年10月までの業務概況について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （島田玲子議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△定期監査の報告

- （島田玲子議長） 次に、監査委員から定期監査の結果について報告がありましたので、報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （島田玲子議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

- （島田玲子議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表を報告第5号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （島田玲子議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。



総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

○（白河部貴彦総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第551号

令和5年（2023年）12月18日

越谷・松伏水道企業団議会  
議長 島田玲子様

越谷・松伏水道企業団  
企業長 野口晃利

令和5年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月25日招集に係る令和5年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

#### 議案目録

- 1 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

以上でございます。

#### △特定事件の審査結果の報告

○（島田玲子議長） 次に、去る9月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第6号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○（島田玲子議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から

14番 金井直樹議員、15番 伊藤 治議員、2番 増田 等議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （島田玲子議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

- （島田玲子議長） 次に、決算特別委員会における閉会中の継続審査となっておりました企業長提出第3号議案を議題といたします。

委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

金井直樹決算特別委員長、登壇して報告願います。

〔金井直樹決算特別委員長登壇〕

- （金井直樹決算特別委員長） 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第3号議案「令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月29日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に長谷川真也委員が選任され、第3号議案の審議を閉会中の継続審査として、第2日に行うことといたしました。

第2日の委員会は、去る10月6日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、議長の許可をいただき、一覧表としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、水道法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることによる水道経営への影響は、に対し、

今回の省庁移管の目的は、水道整備・管理行政に関して、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に移管、水質管理に関して、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省に移管することで、より水道事業に対する関係行政の機能強化を図るものであるが、基本的に、本改正による当企業団への直接的な影響はないものと考えている、とのことであります。

次に、小水力発電の設置箇所及び収益並びに今後の設置予定は、に対し、

小水力発電については、西部配水場に小水力発電機を平成18年に設置し、令和4年度は収益として265万4,872円を得た。当該発電は、県水の余剰水圧を利用しており、他の浄配水場への設置が難しいことから、今後の設置は未定である、とのことであります。

次に、水道管の耐震化率の進捗状況は、に対し、

平成28年度から令和7年度を計画期間とする水道事業マスタープランでは、耐震化率の目標値として、令和7年度で52.2%、令和4年度末で50.3%としているが、関連する国の工事が遅れたことによる影響で50.2%となった、とのことであります。

次に、有機フッ素化合物の総称であるPFASについて水質検査を実施しているか。実施している場合、その頻度は、に対し、

水質管理目標設定項目の検査項目として、PFOS及びPFOAの量の和を50ナノグラムリットル以下と定めており、検査は8地点を年に各1回実施、うち水源1地点については年2回の検査を実施し、いずれも5ナノグラムリットル以下であった、とのことであります。

次に、県水値上げに伴う住民負担増加に対する考え方は、に対し、

仮に県水が値上げされた場合、水道事業経営に対する影響は大きいですが、そのことだけをもって直ちに水道料金を値上げするというわけではない。社会経済状況の変化や施設の更新計画等を踏まえ、徹底したコスト削減の取組や費用の平準化を前提としながら、地方公営企業としての経済性の発揮と公共の福祉の増進という観点からも総合的に勘案し、料金改定の在り方について検討していくつもりである、とのことであります。

次に、経費削減に向けた業務のDX化等の令和4年度の実績は、に対し、

令和4年度は、スマートフォンアプリを利用した「水道マイページ」を導入したことにより、お客様の利便性の向上とともに内部の事務改善にもつながっているものと考えている。企業団としてもDX推進は重要であると捉えており、様々な機会を捉えながらDX推進についても検討していく、とのことであります。

次に、水道料金が未収となってしまう主な要因及び未回収分の今後の対応は、に対し、

未収となる要因は様々であるが、弁護士法人には給水区域外への転出等により職員の手では回収困難な案件についての未収整理を委託している。今後もより一層の収納対策に取り組んでいく、とのことであります。

次に、水道事業マスタープランの指標検証における組織及び期間は。また、令和4年度の検証結果及び特徴は、に対し、

毎年度決算報告終了後に、総務課が算出した30項目の評価指標の数値を、企業長を含めた全管理職で構成される経営会議で報告及び検証し、その結果を今後の経営に反映させている。令和4年度は、評価指標30項目中の6割にあたる18項目が100%を達成、全体の8割強が概ね目標を達成しているなど、水道事業マスタープランに掲げた目標を着実に推進していると分析している、とのことで

ありました。

次に、令和8年度以降の水道料金改定に関する現状の考え方は、に対し、

水道事業マスタープランでは、令和7年度までは現行の料金体系を維持するとしているが、長期的な収支計画では、令和16年度に収益的収支が赤字となり、令和20年度には内部留保資金が枯渇する試算となっている。料金改定については、次期マスタープラン策定時に財政収支や更新費用等を総合的に勘案しながら検討していく、とのことでありました。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第3号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

◎企業長提出第3号議案の委員長報告に対する質疑

- （島田玲子議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

10時32分 休憩

10時33分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出第3号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、第3号議案は原案のとおり認定されました。

◎企業長提出第4号議案ないし第6号議案の一括上程及び提案説明

○（島田玲子議長） 次に、企業長提出第4号議案ないし第6号議案の3件を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、ただいまは、閉会中に継続審査をいただいております第3号議案につきまして、原案のとおりご認定を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、本定例会には、越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定をはじめ、3件の議案をご提案申し上げます。

それでは、各議案につきまして、順次ご説明をさせていただきます。

第4号議案及び第5号議案は、関連がございますので、恐れ入りますが、一括してご説明申し上げます。

これら2議案は、期末手当に関する規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、議員及び企業長の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取扱いに準じて対応してきた経緯がございます。このたび、当企業団の一般職の職員の支給率を引き上げることに準じ、本年12月期の支給割合を「100分の220」から「100分の230」に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和6年度以降につきましては、6月期の支給割合を「100分の220」から「100分の225」に、12月期の支給割合を「100分の230」から「100分の225」に改め、令和6年4月1日から施行してまいります。

次に、第6号議案についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の概要でございますが、令和4年度からの2か年継続事業である「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の第6工区及び第8工区について、工事が完了したことにより、事業費とその財源を整理するものでございます。

また、「西部配水場設備整備工事」については、運転効率の高いポンプを導入いたしますが、その制御に不可欠な半導体の納期が遅れることにより、工期を令和6年度まで1年間延長することに伴い、継続費の年割額を変更するものでございます。

それでは、お手元の「補正予算書及び補正予算説明書」に基づき説明させていただきます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

第2条「業務の予定量」については、主な建設改良事業の予定量を事業費の減額に併せて変更す

るものでございまして、12億6,400万円を減額し、32億9,040万円といたします。

第3条「収益的収入及び支出」については、収入では1,800万円を減額し、補正後の額を78億8,700万円といたします。支出では1億7,200万円を減額し、補正後の額を71億5,600万円といたします。内容は、「西部配水場設備整備工事」の工期を延長することに伴い、収益では「長期前受金戻入」を、支出では「資産減耗費」をそれぞれ減額するものでございます。

第4条「資本的収入及び支出」については、収入では5億5,700万円を減額し、補正後の額を14億1,900万円といたします。

恐れ入りますが、2ページを御覧ください。支出では12億7,900万円を減額し、補正後の額を50億6,300万円といたします。内容は、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の第6工区及び第8工区の工事が完了し、事業費が確定したこと並びに「西部配水場設備整備工事」の工期を延長することに伴うものでございます。

収入では、「企業債」の借入額を「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の第6工区で200万円、第8工区で3,700万円、「西部配水場設備整備工事」で5億1,800万円、合わせて5億5,700万円を減額いたします。

支出では、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の第6工区で1,400万円、第8工区で4,800万円、「西部配水場設備整備工事」で12億1,700万円、合わせて12億7,900万円を減額するものでございます。

以上の結果、資本的収支における不足額は、36億4,400万円となり、「過年度損益勘定留保資金等」で補填をさせていただきます。

第5条「継続費」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の第6工区で総額を7億600万円に、第8工区で総額を2億8,900万円に変更するとともに、「西部配水場設備整備事業」の期間を令和6年度まで延長し、年割額を改めるものでございます。

第6条「企業債」については、築比地浄水場系の「基幹管路更新事業」第6工区、第8工区及び第10工区に係る限度額を5億6,200万円に、西部配水場設備整備工事の「配水施設改良事業」に係る限度額を3億100万円に、それぞれ改めるものでございます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ◎休憩の宣告

○（島田玲子議長） ここで、第4号議案ないし第6号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時42分 休 憩

11時00分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （島田玲子議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

△第4号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第4号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「はい」と言う）

9番 山田大助議員。

〔9番 山田大助議員登壇〕

- 9番（山田大助議員） 第4号議案について、1点質疑をさせていただきます。

今回の議案は、人事院勧告に基づいて、地方公務員一般職の期末手当を引き上げるということに伴うもので、企業長のご説明にもありましたとおり、第5号議案にも関連いたしておりますので、併せて質疑をさせていただきたいと思っております。一般職の期末手当の引上げですが、例えば国では閣僚の給与等に対して国民の大きな批判が起きました。さらに、この第4号議案で言えば、水道議会議員は既に各自治体議員として報酬をいただいています。また、第5号議案の企業長の報酬については、一般的に見ればもともと高額な給与とみなされるものと考えております。このような立場の人たちの期末手当引上げについては、住民からどのように見られるか、批判があるのではないかと、理解は得られないのではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

- （島田玲子議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまの山田議員さんからのご質疑にお答えさせていただきます。

今回の期末手当の措置につきましては、人事院勧告に基づく国の対応や企業団の構成団体でもある越谷市及び松伏町の取扱いを勘案し、企業団の一般職と同様に0.1か月分の引上げを行うことといたしました。利用者の皆様には、現在の厳しい経済情勢を鑑み、お客様に寄り添った丁寧な窓口対

応をすることはもとより、今後も安全で良質な水を安定的に給水するという水道事業体としての使命を果たすことにより、ご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- （島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「ありません」と言う）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 以上で質疑を終結いたします。

#### △第5号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第5号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

#### △第6号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第6号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

#### ◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

11時02分 休 憩

11時03分 再 開

#### ◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎企業長提出議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の順次討論、採決を行います。

#### △第4号議案の討論、採決



○（島田玲子議長） 第4号議案について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 山田大助議員、登壇して発言願います。

〔9番 山田大助議員登壇〕

○9番（山田大助議員） 議長の許可をいただきましたので、第4号議案並びに、関連しまして第5号議案を含めて反対の立場から討論をいたします。

コロナ禍に続き、大変な物価高騰が庶民の暮らしを直撃し続けています。大企業は大幅な賃上げをしたと言いますが、この物価高騰に追いつく水準とは言えません。また、中小企業では、ほとんど賃上げができていません。つまり実質賃金の下落傾向には歯止めがかかっていないのです。このような中では、一般職の給与引上げは地域の相場形成にプラスの影響を与えるものとして歓迎いたしますが、議員、企業長の報酬、給与の引上げは、地域の賃金水準への影響は考えにくく、逆に住民感情からは理解は得難いものとするため、反対をいたします。

○（島田玲子議長） 以上で討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○（島田玲子議長） 挙手は多数であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

#### △第5号議案の討論、採決

○（島田玲子議長） 第5号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○（島田玲子議長） 挙手は多数であります。

したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

#### △第6号議案の討論、採決

○（島田玲子議長） 第6号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

◎水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託

- （島田玲子議長） 次に、水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

市・町民の生活に身近で重要な水道について、より一層安全で良質な水の安定供給を図るため、水道事業全般について調査研究をする必要があります。

お諮りいたします。水道事業の調査研究については、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、水道事業全般の調査研究をするため、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） ここで、水道事業調査研究特別委員の選任及び正副委員長の互選等を行うため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

11時08分 休 憩

11時29分 再 開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△水道事業調査研究特別委員選任の報告

- （島田玲子議長） 水道事業調査研究特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条第1項の規定により、

2番 増 田 等 議員                      3番 大 田 ちひろ 議員

4番 小 口 高 寛 議員                      5番 長谷川 真 也 議員

6番 川上 力 議員                      7番 藤部 徳治 議員  
8番 瀬賀 恭子 議員                    9番 山田 大助 議員  
10番 立澤 貴明 議員                   11番 久保田 茂 議員  
12番 松島 孝夫 議員                   13番 白川 秀嗣 議員  
14番 金井 直樹 議員                   15番 伊藤 治 議員

以上14人を指名いたしました。

△水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （島田玲子議長） また、正副委員長については、互選の結果、  
委員長に増田 等委員  
副委員長に久保田 茂委員  
がそれぞれ選出されましたので、報告いたします。

△特定事件の付託申出の報告

- （島田玲子議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
- 次に、水道事業調査研究特別委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （島田玲子議長） お諮りいたします。
- この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。
- したがって、この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託

- （島田玲子議長） これより、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。
- 特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項とし

て、水道事業調査研究特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として、水道事業調査研究特別委員会に付託することに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○（島田玲子議長） 次に、議会運営委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（島田玲子議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

○（島田玲子議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました第4号議案ないし第6号議案、また閉会中の継続審査とされておりました第3号議案につきましては、慎重にご審議の上、いずれも原案のとおりご決定並びにご認定を賜り、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

決算特別委員会や今定例会においていただきました貴重なご提言を真摯に受け止め、今後とも、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、水道事業の運営に取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導と、限りないお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

人々の動きが活発になった年の瀬を迎え、公私ともにお忙しいこととは存じますが、健康に十分

ご留意いただき、よいお年を迎えられますよう、そしてさらなるご活躍をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（島田玲子議長） これをもちまして、令和5年12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 島 田 玲 子

署名議員 金 井 直 樹

署名議員 伊 藤 治

署名議員 増 田 等

◎企業長提出議案の処理結果

- 第3号議案 令和4年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について  
(認定可決)
- 第4号議案 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第5号議案 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第6号議案 令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について  
(原案可決)